

## 弁護士会 震災ADR!

### 特集

**Q**  
 弁護士のADRとはどのような手続なの?

**A**  
 ADRとは、判決等の裁判によらない紛争解決方法をいいます。

弁護士のADRは、弁護士が、中立の立場で「和解のあっせん人」となって、当事者の言い分をよく聞いて、ときには、双方に、有益と思われる「あっせん案」を提示するなどして、当事者間での自主的な解決、すなわち、和解による解決を援助、促進する手続です。

このように、弁護士会ADRは、話し合いによる円満な解決を目指す手続です。法的紛争に関して、当事者間で話し合いの余地があって、双方が、弁護士という法律の専門家から事情に応じた法的助言を得ることで、互いに歩み寄る可能性があるような事案に有効であるといえます。

### ポイント

弁護士があっせん人となって話し合いによる円満解決を目指す手続

**Q**  
 震災ADRって、何?

「震災ADR」とは、平成28年熊本地震に関連して生じた法的紛争の解決に関して、熊本県弁護士会のADRを利用する方々の経済的・手続的負担を軽減したいと考え、今般、新たに設けた手続です。

熊本地震同様、地震で多くの方々が被害を受けられた東日本大震災の際にも、同様の趣旨で、「震災ADR」が設けられ、数多く利用されました。特に、建物損壊に伴う賃貸借関係のトラブルや、「瓦の落下」「塀の倒壊」などによる隣近所間での紛争に関する事案が多かったようです。

### ポイント

熊本地震のための新しい手続

通常のADRと「震災ADR」は、どう違う?

### ポイント

- ・申立手数料無料
- ・成立手数料の減額等を事情に応じて検討
- ・申立方法の簡素化

震災ADRを利用するのにかかる費用は?

### 【申立手数料】

平成28年熊本地震に関連する事件の申立ての場合、申立手数料は無料です。

### 【成立手数料】

当事者間で和解が成立した場合には、以下の成立手数料が発生します。これは、原則として、当事者双方で、折半してご負担頂きます。ただし、被災された状況を考慮し、事情に応じて、基準額からの減額等も検討いたします。

和解による解決金の額	成立手数料の算出基準
100万円以下	8%
100万円超～300万円以下	5%+3万円
300万円超～3000万円以下	1%+15万円
3000万円超	0.5%+30万円

(別途消費税が加算されます)

### 【実費その他】

手続の過程で、鑑定費用等の特別な費用を要する場合、申立人と相手方とで、別途、実費をご負担頂く場合があります。

熊本県弁護士会は、今後も本ニュースの発行等を通じ、被災者のみなさまへ情報を発信いたします。

熊本県弁護士会のホームページでも情報提供を行っておりますので(熊本県弁護士会ニュースも掲載)、ご覧ください。

<http://www.kumaben.or.jp/> (『熊本県弁護士会』で検索)

本ニュースの内容については、無料電話相談・情報提供にて弁護士におたずねください。

無料電話相談・情報提供 0120-587-858 (平日午前10時～午後4時)

※東京の弁護士が担当させていただくことがあります。

本ニュースは、発行日時点の状況及び制度を元に作成しております。最新の情報や個別の事情についてご確認・ご相談をされたいときは、無料相談にて弁護士におたずねください。

本ニュースは、内容を改変されない限り、自由に複製・頒布をしていただいてもかまいません。



# 震災ADRの手続きの流れは？



## 1 法律相談

弁護士が申立代理人となる場合を除き、「震災ADR」の申立てに先立って、申立人には熊本県弁護士会所属の弁護士の法律相談を受けて頂いて、相談担当弁護士から「震災ADR」申立ての紹介があることが必要です。

ただし、「震災ADR」案内ちらし裏面の申込用紙に、所定の事項を記入して頂き、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に郵送またはファックスで申し込むこともできます。この場合は、弁護士(申立サポート弁護士)から内容確認の電話連絡等をさせて頂くことになります。

## 2 熊本県弁護士会紛争解決センターへの申立て(手続開始)

- ① 弁護士による法律相談を受けられた申立人より、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に、相談担当弁護士の「紹介状」を添付した「和解のあっせん申立書」を提出して頂くか、
- ② 申立人より、熊本県弁護士会紛争解決センター宛に、「震災ADR」案内ちらし裏面の申込用紙を、郵送またはファックスにてご送付頂いたうえで、申立サポート弁護士の電話連絡等による内容確認を受けて頂いて、事件の申立てとなります。

## 3 申立ての受付(相手方へ通知)

- ① あっせん人、申立人及び事件の相手方の都合に合わせ、あっせん期日を設定します。
- ② その際、相手方にも連絡して、話し合いに応じてもらえるよう要請します。相手方が要請に応じずに、話し合う機会を持たない場合には、手続を進められないことから、手続は終了いたします。

## 4 あっせん期日

- ① あっせん人は、申立人と相手方の双方の言い分をよく聞いたうえで、和解のあっせんを行います。あっせん期日の回数は3回以内をめぐり、紛争の解決を目指します。
- ② 相手方があっせん期日に出席し、話し合いを重ねても解決に至らない場合は、申立ての却下または取下げにより手続は終了します。

## 5 和解成立

- ① 話し合いにより和解が成立した場合、「和解契約書」を作成して、手続は終了します。(和解契約の効力は、通常の裁判外の和解と同じです。)
- ② 申立人と相手方との折半で、成立手数料をご負担頂きます。

## 窓口を教えてください！



### <相談のご予約>

熊本県弁護士会法律相談センター

TEL 096-325-0009

※平成28年熊本地震に関する相談は無料です。予約の際に震災相談とお伝え下さい。

### <申込書による申し込み>

下記の震災ADR申込用紙に記載の上、下記住所等へ郵送またはFAXしてください。後日弁護士から内容確認の電話連絡等を行います。

熊本県弁護士会紛争解決センター

住所 熊本市中央区京町1丁目13-11

TEL 096-325-0913

FAX 096-325-0914



熊本県弁護士会 紛争解決センター 御中 (FAX: 096-325-0914)

## 震災ADR申込用紙

申込人の連絡先は、平日・日中に連絡可能な電話番号をご記入ください。

申込人	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
相手方	氏名 (会社名及び代表者名)	(ふりがな)	
	住所	〒	
	連絡先	TEL	携帯
紛争類型	<input type="checkbox"/> 雇用関係 <input type="checkbox"/> 借地借家 <input type="checkbox"/> 近隣問題 <input type="checkbox"/> 建物やマンションの修繕 <input type="checkbox"/> 損害賠償 <input type="checkbox"/> その他		

【相談日】平成28年 月 日 【相談場所】 \_\_\_\_\_ 【相談担当弁護士名】 \_\_\_\_\_